

# 筑後市の環境

令和5年度版

〔令和4年度の河川等水質調査、公害苦情等の状況〕



©筑後市

筑後市 かんきょう課

## 目 次

1. 筑後市における環境の現況と対策	P 1～6
2. 地域の概要	P 7
3. 環境保全協定等の締結	P 8
4. 資料	
① 河川水質検査結果	P 9～12
② 溜め池・クリーク水質検査結果	P 13～14
③ 筑後市騒音規制区域図	P 15
④ 筑後市騒音規制区域図	P 16
5. 筑後市の主な環境に関する条例、計画等	P 17

# 1. 筑後市における環境の現況と対策

令和 4 年度の環境の概要は次のとおりです。

## 1. 大気

大気について、市では特に測定は行っていません。

福岡県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気測定局において大気汚染物質を常時測定し、大気環境の状況を閲覧することができるホームページ「福岡県の大気環境状況」において公表しています。

最寄りの観測所（八女市立花町：立花総合保健福祉センター）に『八女局』として設置されており、県ホームページ（「福岡県の大気環境状況」）で微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定結果について閲覧することができます。

### （1）野焼きへの対応

野焼き(野外焼却)とは、違法な「焼却施設」で廃棄物(ごみ)を燃やすことを言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、①ドラム缶②ブロック囲い③素掘りの穴④「法定基準」を満たしていない焼却炉での焼却行為等も含まれ、一般家庭でのごみ焼却行為はほとんど該当するものと考えられます。原因者が判明し、そのような行為が確認された場合は、かんきょう課より原因者に指導します。また、野焼き禁止については、ホームページ・広報ちくご等で周知・啓発を行っています。

#### ◇ 野焼きへの対応件数の推移

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	平成 31 年度
個人	16 件	21 件	27 件	12 件
事業所	5 件	5 件	6 件	5 件
農業	4 件	9 件	5 件	5 件
その他	1 件	0 件	0 件	2 件
合計	26 件	35 件	38 件	24 件

※ 令和 4 年度では、個人の野焼きに対する苦情が減少しています。

## 2. 水質

水質汚濁の主な要因は生活排水、工場・事業所排水、畜産排水などです。汚濁原因の 7 割近くは一般家庭からの生活排水と言われています。

### （1）生活排水対策

市では、平成 2 年度より合併浄化槽を設置される一般家庭に補助金を出しており、今後とも下水道認可区域外の地区に対し、合併処理浄化槽設置の推進をしていきます。

◇ 合併浄化槽補助金交付件数

令和4年度末まで 合計 4,492 基（令和4年度は 118 基）

◇ 筑後市の汚水処理人口普及率 78.9%

（下水道使用開始区域内人口＋合併処理浄化槽人口）／筑後市人口

## （2）工場・事業所の排水対策

### ① 法などによる規制

食品工場などの特定事業場（※）で水質汚濁防止法に規定する「有害項目」の物質を排出するもの、または「生活環境項目」の物質で1日平均 50 m<sup>3</sup>以上の排水があるものを県が規制しています。

※ 特定事業場…政令で定める「特定施設」を設置しているもの。県へ届出の義務がある。

### ② 事業場立入検査

市と環境保全協定等を締結している事業場を中心に排水の水質検査を行いました。

◇ 令和4年度 事業所排水水質検査

9月（夏季）、2月（冬季） 13事業所

## （3）水質事故への対応

河川等に油などの有害物質が流出すると、環境汚染につながるだけでなく農業・漁業等へも多大な影響を与えます。このため、市ではこのような水質事故が発生した場合、県などの関係機関と連携して被害の拡大を防止するための応急措置を行うとともに、発生源者に対して適切な指導を行います。

また、広報等を通じた水質事故防止の啓発も行っています。

◇ 令和4年度 水質事故対応件数 4件

## （4）河川水質検査

市内の主要4河川の水質検査を実施しています。

◇ 河川水質検査時期（9月、2月）

- ・ 倉目川 5地点（上流、欠塚橋、国道209、正恵橋、新久保橋）
- ・ 山ノ井川 5地点（幸ノ木橋、徳久橋、山ノ井橋、大竹橋、更け橋）
- ・ 花宗川 6地点（新長浜橋、振興橋、新和泉橋、長崎橋、富久橋）
- ・ 松永川 3地点（奉仕橋、上尾島橋、津島踏切）

※ 検査結果は資料 P10～12

### (5) ため池、クリーク水質検査

市内のため池、クリークの水質検査を実施しています。

#### ◇ 溜池、クリーク水質検査時期（9月、1月）

- ・ 溜池 6カ所（重堤、長須溜池、河原池、大堤、中ノ堤、井原堤）
- ・ クリーク 5カ所（西牟田、流、万才、井田、上馬間田橋）

検査結果を農業用水の環境基準でみると、特にPH、COD、総窒素において基準達成率は低く、このことは閉鎖性水域のため自浄能力がないことに起因すると考えられます。

※ 検査結果は資料P13

## 3. 騒音・振動

### (1) 騒音・振動の概要

騒音による公害とは「好ましくない音」「不必要な音」と定義されるように個人の主観に左右される割合が多く、日常生活の中で多く発生する公害です。騒音の大きさは「db」（デシベル）であらわします。振動による公害とは、事業活動等によって発生した振動で騒音と同様個人の主観による差があります。振動の大きさも「db」（デシベル）であらわします。騒音・振動の発生源としては工場・事業場、建築土木工事、拡声機等多岐にわたりますが、ピアノ、犬の鳴き声等のいわゆる近隣騒音は周辺への若干の配慮により解決できる場合もあります。

### (2) 騒音・振動に対する対策

#### ① 法などによる規制

騒音・振動については、法・県条例に基づく各種届出の受理、特定工場等（※）に対する立入り検査、指導、改善勧告、改善命令を行います。

※ 特定工場等とは、著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）を有する工場等であって法律で定めるもの。

#### ア) 事業所騒音・振動

騒音・振動規制法の規定により、都市計画のおもな用途地域ごとに、市内全域に騒音は4段階、振動は2段階の区域区分を設け、特定工場等については、法・県条例により規制しています。

#### イ) 工事等騒音・振動

著しい騒音・振動を発生する作業（特定建設作業）を騒音・振動規制法により規制しています。

※ 筑後市騒音・振動規制区域図 資料P15～16

ウ) 特定施設事業場数（令和5年3月31日現在）

■ 騒音

- 法による届出 235件（昭和45年度からの累計）
- 県条例による届出 33件（昭和45年度からの累計）
- 特定建設作業届出 3件（令和4年度分：機器種類ごとの件数）

■ 振動

- 法による届出 119件（昭和45年度からの累計）
- 特定建設作業届出 1件（令和4年度分：機器種類ごとの件数）

② 事業場等騒音の苦情処理

事業場等の騒音については、苦情申出等に伴い、必要に応じ騒音測定を行い、基準を超えたものについては、原因者にその防止対策を講じるよう指導します。

◇ 令和4年度 事業所騒音対応件数 4件

(3) 自動車騒音測定

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、筑後市内における主要幹線道路を対象とした自動車騒音の常時監視を実施しています。

対象路線の面的評価を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに、環境省へ報告を行っています。

◇ 自動車騒音測定対象路線 国道209号線

(4) 九州新幹線鉄道騒音・振動測定

毎年、福岡県より測定結果の通知があります。（下表は速報値）

地点番号	測定場所	測定地点側の軌道	用途地域	令和4年度							
				地域類型	騒音評価値 $L_{A,Smax}(db)$			平均列車速度 (km/h)	振動評価値 (db)		平均列車速度 (km/h)
					25m	12.5m	50m		25m	12.5m	
⑪	西牟田付近 (西牟田6387)	下	無指定地域 (白地地域)	I	72 (20m)	-	-	212	55 (20m)	-	213
⑫	蔵数付近 (蔵数330)	下	無指定地域 (白地地域)	I	70	-	66	221	45	-	218
⑬	熊野付近 (熊野1344)	下	準工業地域	II	69	70	-	204	54	56	203
⑭	羽犬塚付近① (羽犬塚159)	下	第1種住居地域	I	67	68	-	227	51	53	234
⑮	羽犬塚付近② (羽犬塚258)	上	第1種住居地域	I	68	-	-	199	54	-	209
⑯	山ノ井付近 (山ノ井83)	下	工業地域	II	69	-	-	228	48	-	231
⑰	野町付近 (野町890)	下	第1種住居地域	I	69	-	-	231	45	-	231
⑱	常用付近 (常用905)	下	無指定地域 (白地地域)	I	70 (23.5m)	-	-	245	49 (23.5m)	-	245
⑲	津島付近 (津島686)	下	無指定地域 (白地地域)	I	69	69	-	232	46	52	214

## 4. 悪臭

### (1) 悪臭の概要

悪臭とは、嫌なにおい、不快なにおいの総称で、快適な生活環境を損なうものです。また、悪臭は典型的な感覚公害であり、同じ匂いを嗅いでも感じ方に差があるため、その解決には困難な面があります。

### (2) 悪臭の対策

#### ① 法などによる規制

本市では、悪臭防止法に基づき臭気指数規制を行っており市全域について規制基準値を「臭気指数 12」としています。悪臭発生事業所に対しては、立入調査、指導、及び改善勧告、改善命令を行います。

#### ② 悪臭苦情処理

悪臭の苦情は、畜産業に関するものがあります。苦情内容に応じて関係機関と連携して改善指導を行っています。

◇ 令和4年度 事業所悪臭対応件数 1件

## 5. 公害等苦情処理状況

公害等の苦情処理に対しては直ちに現地調査を行い、原因者に対し適切な指導をするなど、問題の迅速な解決に努めています。

### ◇ 公害等苦情対応状況

令和4年度			令和3年度	令和2年度	平成31年度
苦情種別	件数	割合	件数	件数	件数
大気	27件	21.4%	36件	38件	24件
水質	7件	5.6%	5件	14件	4件
悪臭	3件	2.4%	5件	4件	1件
産廃(不法投棄)	1件	0.8%	0件	0件	1件
騒音・振動	8件	6.3%	5件	9件	6件
空地・雑草	70件	55.6%	37件	61件	58件
犬・猫	3件	2.4%	5件	4件	6件
その他	7件	5.6%	26件	24件	9件
合計	126件	100.0%	119件	154件	109件

苦情申立については、毎年、空き地雑草、野焼きに関するものが多く、他に犬・猫の飼い方など、民事の問題を通報するものも年々増加しています。

## 6. まとめ

今日の公害問題は、産業にとどまらず、生活用排水、近隣騒音、交通など『都市生活型』公害と言われ益々身近な問題となっています。本市では、公害関係法令に基づく、工場・事業場に対する規制、指導並びに大気汚染、水質汚濁等についても調査を行い、状況の把握を実施した上で、快適な市民生活の確保に努めています。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題も年々深刻さを増しており、今後は私たちの生活スタイルを地球環境に配慮したものに変わっていく必要があります。

この様なトラブルは、普段の生活の中での些細な言葉や行動が大きく関係しており、普段の挨拶など簡単なコミュニケーションを心掛けることで解決する事もあるようです。



## 2.地域の概要

### 1. 位置、地形

筑後市は、筑後平野のほぼ中心部に位置し、東西 7.5km、南北 8.2km、総面積 41.78 km<sup>2</sup>のほぼ平坦な台地です。

中央部をJR鹿児島本線が貫通し国道が交差、東部には九州自動車道 I Cがあり交通の要衝となっています。

温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を利用して古くから米麦・梨・ぶどう・茶等農業が盛んであり、現在は企業誘致によりハイテク関連産業が集積する等農業と工業のまちとして発展する一方、工場・畜舎、住宅が混在する等都市化に伴う環境問題の解決が課題となっています。

#### ■ 人口・世帯数（令和5年3月31日現在）

➤ 人口	49,218 人
➤ 男	23,773 人
➤ 女	25,445 人
➤ 世帯数	20,692 世帯

### 3.環境保全協定等の締結

環境保全協定（公害防止協定）は、地域の実情に応じた規制措置が出来るなど、法律や条例を補完する有効な規制手段となります。

本市では、市民の健康を保護し、良好な生活環境の保全を図るため、昭和47年に食品製造との公害防止協定締結を手始めに、平成4年には環境保全協定書モデルを作成し、新規工場等について、これを基本に協定を締結し、監視、指導に努めています。

#### 筑後市と協定等を結んでいる工場、事業所

「法人」名称	「法人」名称変更	協定等締結年月日	協定等
ロッテ九州工場		昭和47年7月31日	公害防止協定
(株)DNP西日本筑後工場	(株)DNPテック筑後工場	昭和49年12月27日	
クロレラ工業(株)九州筑後工場		昭和49年11月11日	
九州木材工業(株)		昭和54年10月6日	
(株)山口鍛造工場		昭和57年8月1日	
九州ダンボール(株)		平成1年10月4日	
(株)ヒライ福岡工場		平成4年3月2日	環境保全協定
(株)スイートガーデン	(株)福岡プレシア	平成5年4月13日	
ハーネス九州センター		平成6年4月15日	
明治乳業(八女市)		平成11年3月31日	
(株)デリカフレンズ		平成11年4月15日	
(株)ホームドライ筑後支社		平成18年7月31日	
(有)エコタイヤコーポ		平成18年11月15日	水路使用契約書
筑後染織協同組合		昭和57年4月1日	
久留米絣筑後協同組合		昭和57年4月1日	

# 4.資料

## 市内の主な河川水質検査結果（BOD 経年変化）

単位（mg/L）

測定項目		河川水質検査結果（BOD経年変化）																				
		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	
倉目川	上流	通															1.4	5.8	2.2	1.7	2.1	2.1
		停																2.5	2.3	3.5	4.4	13.0
	欠塚橋	通	4.4	5.2	4.7	3.5	1.9	4.0	4.0	4.0	5.9	3.1	4.7	13.6	4.5	3.1	3.6	6.0	1.6	3.5	3.4	1.8
		停	24.5	13.5	29.0	15.5	13.3	10.4	7.9	7.9	5.8	7.1	9.2	5.7	5.8	4.8	9.7	3.9	5.5	3.3	6.0	5.0
	国道209号線	通	2.9	1.9	2.0	1.2	1.7	1.6	1.5	1.5	1.9	1.7	4.5	1.6	3.2	2.1	2.5	3.5	1.8	1.2	2.3	1.9
		停	6.7	7.1	3.4	1.9	3.2	1.3	2.0	2.0	3.7	3.4	4.6	4.3	2.5	2.0	3.6	3.1	2.3	3.5	6.0	7.5
	正恵橋	通	1.9	2.9	3.0	2.1	4.0	7.9	2.5	2.5	2.6	2.9	4.4	4.9	3.3	1.4	1.7	2.8	2.2	1.1	1.6	2.3
		停	23.2	14.0	29.0	4.6	7.9	2.5	2.5	3.3	5.4	9.8	5.0	4.7	1.9	3.7	1.9	2.6	3.2	9.6	6.3	
	新久保橋	通	2.5	3.9	7.0	2.9	4.2	4.2	4.2	7.3	4.8	10.7	8.6	4.7	3.0	2.2	7.2	3.1	4.0	2.1	2.8	
		停	8.4	4.8	9.5	7.8	7.6	12.0	6.1	6.1	6.4	6.6	6.1	4.4	6.1	2.3	6.6	3.4	4.5	5.0	7.6	4.4
	山ノ井川	幸ノ木橋	通	1.2	1.3	1.8	1.5	1.9	1.3	1.3	1.1	2.4	2.2	1.9	2.1	1.7	1.0	0.5	1.3	1.1	1.7	1.2
			停	2.1	1.6	3.2	2.2	1.5	1.7	1.2	1.2	2.5	1.8	1.6	2.3	1.9	1.4	0.8	2.9	1.3	1.2	1.4
徳久橋		通	1.5	1.4	1.5	1.4	2.0	1.1	0.9	0.9	1.3	3.2	1.7	1.7	2.6	1.6	0.9	0.8	1.6	1.2	1.4	1.4
		停	2.1	2.6	2.4	2.1	1.7	1.9	1.2	1.2	2.1	1.5	1.5	3.0	1.8	1.3	1.0	2.7	1.8	1.4	1.2	2.5
山ノ井橋		通	1.4	1.5	1.6	1.5	1.5	1.2	1.0	1.0	1.3	2.1	1.6	1.9	1.9	1.6	1.2	0.6	0.7	1.0	1.3	1.2
		停	2.8	1.8	2.5	2.4	1.9	2.1	1.2	1.2	1.9	2.4	1.7	3.5	1.9	1.2	1.4	2.3	2.2	1.5	1.4	2.7
大竹橋		通	1.5	1.7	2.4	1.5	1.7	1.4	1.2	1.2	1.8	3.1	2.1	2.5	2.5	1.8	1.1	2.0	1.9	1.1	1.5	1.5
		停	2.4	2.4	2.5	2.8	2.0	1.7	1.3	1.3	1.7	1.6	2.3	3.3	1.7	2.3	1.5	2.5	2.4	1.5	1.3	3.0
更け橋		通	2.0	2.9	3.5	1.4	2.3	1.1	1.2	1.2	3.1	2.1	2.9	3.7	2.5	1.7	1.8	2.3	1.7	1.0	6.9	2.1
		停	2.9	1.8	2.4	2.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	2.7	1.4	2.7	1.8	1.4	1.0	2.0	0.8	1.7	1.1	2.0
花宗川	新長浜橋	通	1.2	1.1	1.3	1.1	1.2	1.2	1.0	1.0	1.2	1.8	1.7	1.6	2.0	1.1	0.5	0.5	1.5	0.9	1.1	0.9
		停	1.5	1.4	1.7	0.8	0.9	1.2	0.8	0.8	1.1	1.2	1.7	2.6	1.4	0.8	1.5	2.0	1.2	1.5	2.1	2.0
	新茶屋橋	通	1.1	1.1	1.3	0.9	1.3	1.1	1.0	1.0	1.1	0.9	1.7	2.2	1.7	1.1	0.7	0.5	1.1	1.0	1.4	0.7
		停	1.6	1.6	1.8	0.7	1.1	1.2	0.8	0.8	0.8	1.3	1.6	2.5	1.3	0.8	1.3	2.0	2.6	1.2	1.6	2.3
	振興橋	通	1.3	1.3	1.2	1.1	1.4	0.9	0.8	0.8	1.0	1.4	1.2	1.9	2.1	1.1	0.8	0.5	1.2	1.0	1.4	1.2
		停	1.5	0.8	1.3	0.7	0.8	1.0	0.6	0.6	0.5	1.4	1.2	1.5	1.2	0.8	1.2	1.6	1.2	1.4	0.9	2.0
	新和泉橋	通	1.2	2.7	2.3	0.9	1.3	0.9	0.9	0.9	1.0	1.5	1.6	1.8	2.1	1.2	0.7	0.5	1.0	0.7	1.3	1.1
		停	6.0	30.1	6.1	1.1	2.1	1.0	1.0	1.0	0.7	1.1	1.3	1.5	0.7	0.7	1.1	1.5	1.3	1.3	0.8	9.6
	長崎橋	通	1.2	1.1	1.3	1.1	1.5	0.9	1.9	1.9	1.1	1.3	1.4	1.5	2.0	1.1	0.7	0.7	1.3	1.1	1.4	1.0
		停	2.1	6.2	3.7	0.7	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	1.3	1.4	1.7	1.1	1.0	0.9	1.9	1.2	1.3	0.7	2.6
富久橋	通	2.6	1.1	1.4	1.0	1.6	1.0	0.8	0.8	1.1	1.3	1.4	1.2	2.0	1.2	0.8	0.6	1.4	1.8	1.5	1.2	
	停	1.8	1.7	2.5	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8	0.8	1.4	1.3	2.2	1.2	2.7	1.1	1.6	2.2	1.3	0.8	3.1	
松永川	奉仕橋	通	0.9	1.1	1.4	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.6	1.3	2.3	1.9	1.1	0.8	0.5	0.9	0.9	1.8	0.8
		停	1.4	0.8	2.1	1.0	1.0	1.1	2.6	2.6	1.4	0.8	1.7	1.9	0.9	0.9	1.2	1.0	2.2	1.0	4.4	3.1
	上尾島橋	通	1.3	1.4	1.4	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.0	1.7	1.8	1.9	1.2	1.2	0.8	0.5	1.4	1.0	1.7	1.6
		停	1.0	0.8	1.8	0.9	0.7	1.0	0.9	0.9	1.4	1.0	1.3	1.9	0.9	0.7	0.8	1.5	1.6	1.3	2.2	2.7
津島踏切	通	1.7	1.5	1.2	1.1	1.2	1.0	3.5	3.5	0.7	1.4	1.9	5.8	1.7	1.2	1.2	0.5	1.4	0.9	1.5	1.0	
	停	1.3	1.0	2.0	1.1	0.9	2.7	11.7	11.7	4.9	6.8	2.0	2.1	1.2	1.3	0.8	3.6	1.9	1.2	0.9	6.5	

《備考》

BOD・・・水の汚染状況を表す指標の1つで、数値が大きくなるほど汚染されている。

環境基準 花宗川に適用

5月～9月（通水期） 3 mg/L 以下

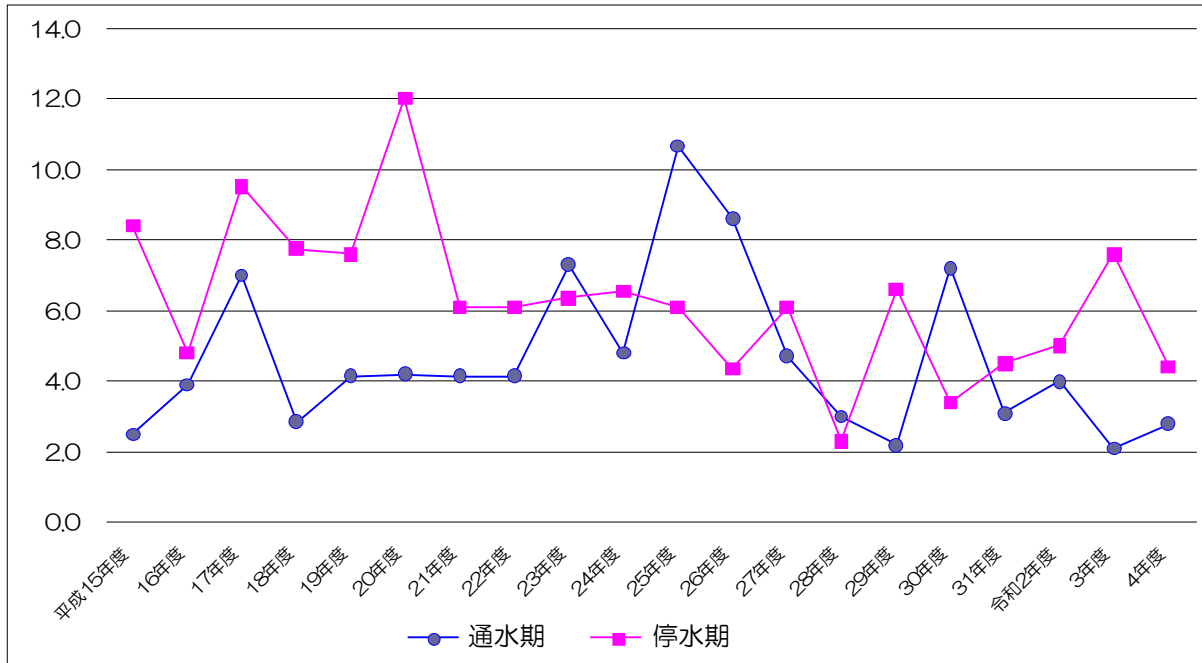
10月～4月（停水期） 5 mg/L 以下

■ は環境基準不適合（松永川は矢部川水系の支流として環境基準を準用）

## 市内の主な河川水質検査結果（BOD 経年変化）

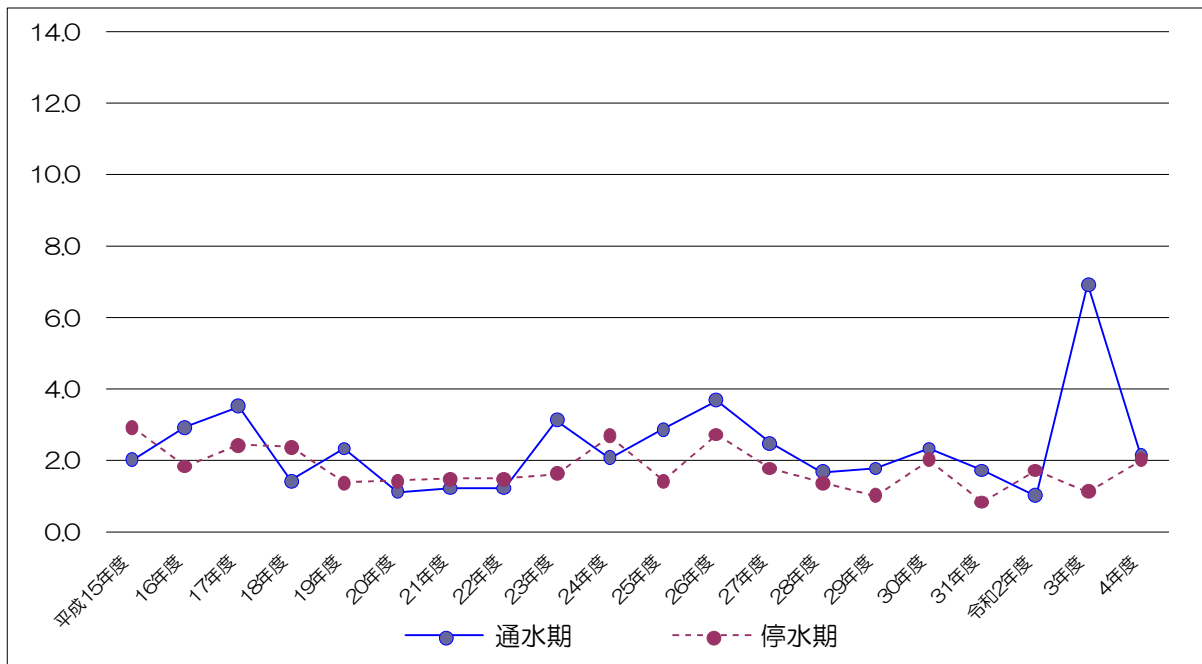
◇倉目川（新久保橋）

単位（mg/L）



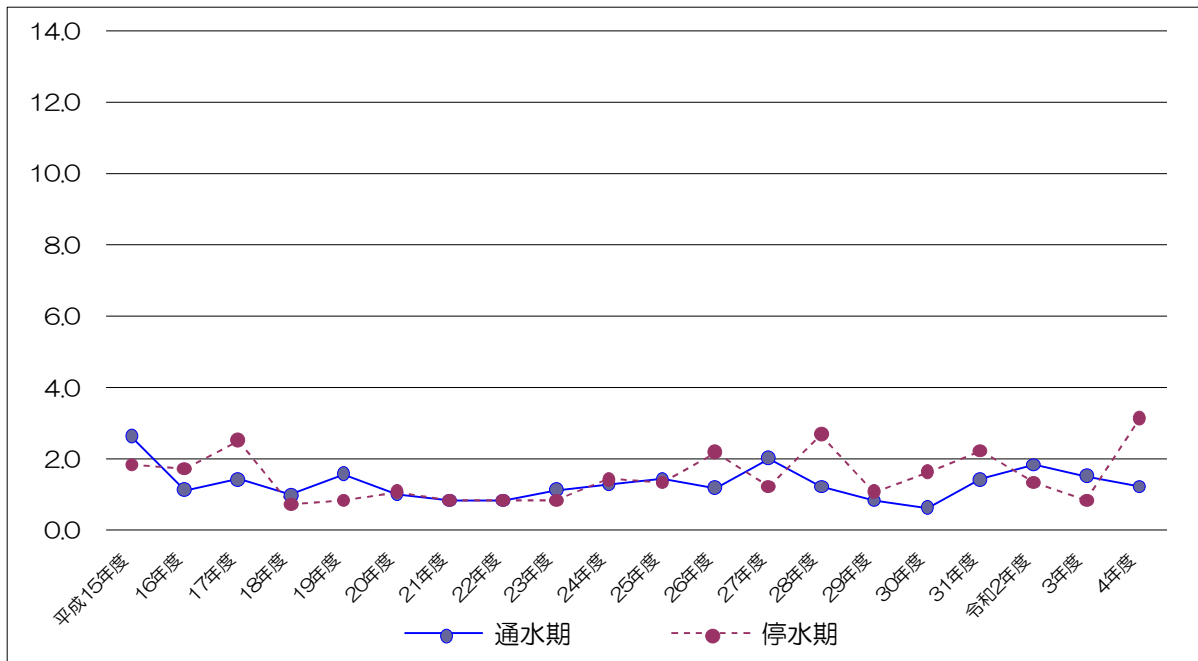
◇山ノ井川（更け橋）

単位（mg/L）



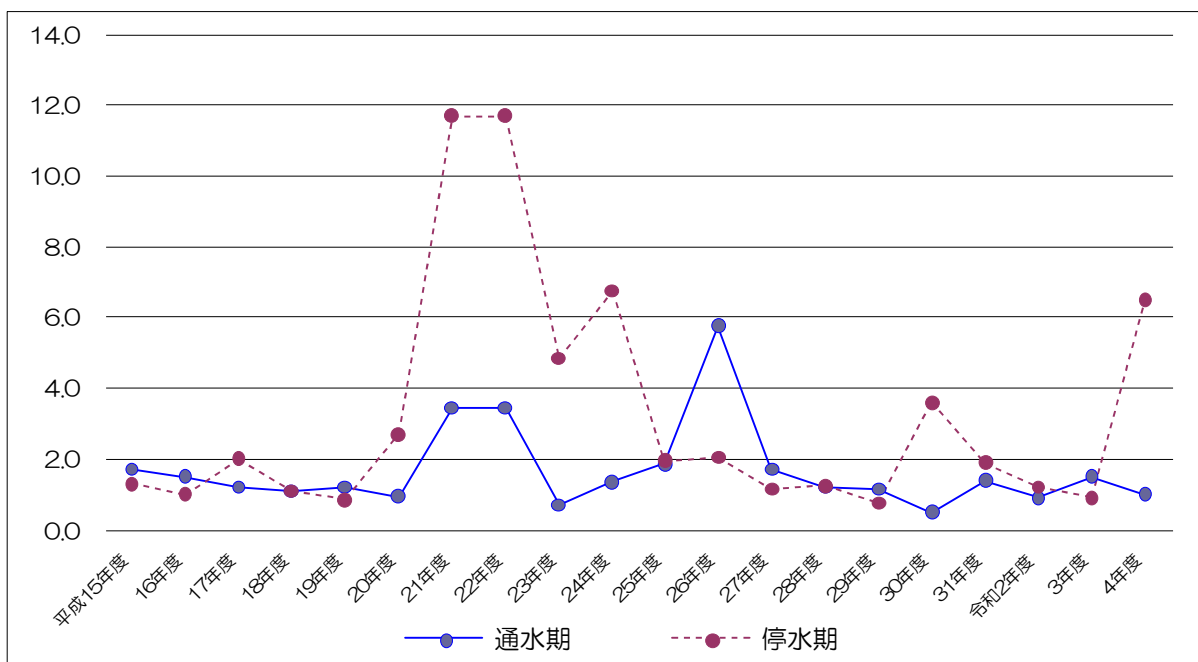
◇花宗川（富久橋）

単位 (mg/L)

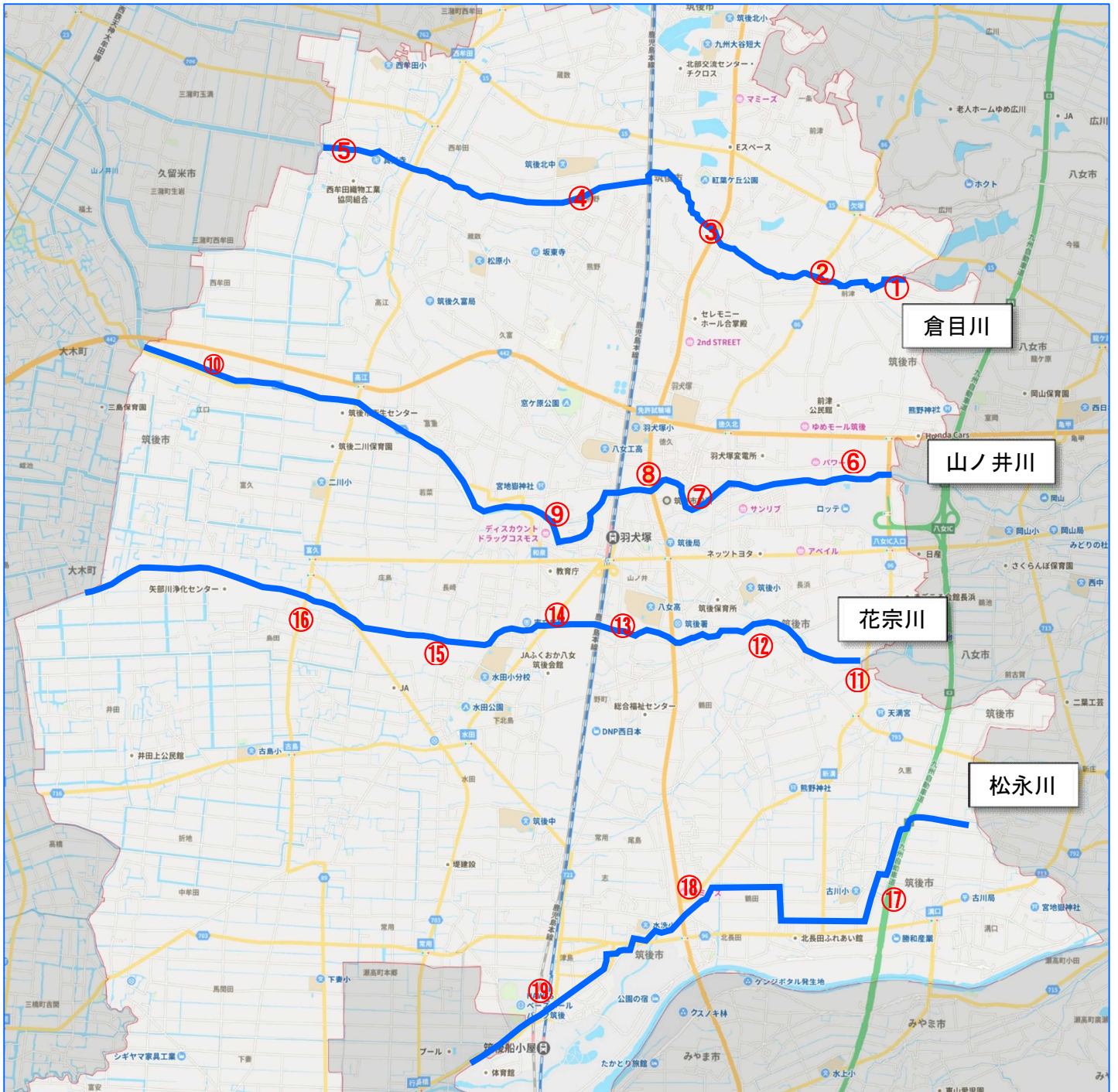


◇松永川（津島踏切）

単位 (mg/L)



## 市内の主な河川水質測定地点図



### （倉目川）

- ① 上流
- ② 欠塚橋
- ③ 国道209号
- ④ 正恵橋
- ⑤ 新久保橋

### （山ノ井川）

- ⑥ 幸ノ木橋
- ⑦ 徳久橋
- ⑧ 山ノ井橋
- ⑨ 大竹橋
- ⑩ 更け橋

### （花宗川）

- ⑪ 新長浜橋
- ⑫ 新茶屋橋
- ⑬ 振興橋
- ⑭ 新和泉橋
- ⑮ 長崎橋
- ⑯ 富久橋

### （松永川）

- ⑰ 奉仕橋
- ⑱ 上尾島橋
- ⑲ 津島踏切

市内のため池・クリーク水質検査結果 令和4年度

図面番号		水素イオン濃度 PH	化学的酸素要求量 COD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	全窒素 T-N (mg/L)
①	重堤	9.1	9.4	10.0	13.0	11.0
		8.0	8.2	16.0	12.0	6.5
②	長須溜池	9.3	22.0	35.0	12.0	1.4
		7.9	13.0	13.0	13.0	1.5
③	河原池	9.8	20.0	40.0	13.0	4.1
		9.8	23.0	28.0	18.0	3.8
④	大堤	10.0	15.0	32.0	21.0	3.7
		9.6	18.0	20.0	18.0	6.5
⑤	中ノ堤	10.0	19.0	29.0	20.0	1.8
		10.0	30.0	29.0	24.0	2.8
⑥	井原堤	10.0	20.0	44.0	18.0	2.9
		9.6	15.0	19.0	17.0	1.5
⑦	西牟田 クリーク	8.1	7.4	9.0	10.0	3.5
		8.8	12.0	6.0	21.0	1.4
⑧	流 クリーク	7.7	5.2	3.0	8.4	3.1
		8.1	55.0	14.0	8.4	9.4
⑨	万才 クリーク	7.7	5.8	4.0	8.7	1.2
		9.5	16.0	30.0	18.0	3.9
⑩	井田 クリーク	7.3	6.0	5.0	7.5	2.8
		9.5	12.0	52.0	21.0	4.8
⑪	上馬間田橋 (クリーク)	7.3	5.4	8.0	7.3	1.2
		8.7	4.6	24.0	13.0	2.1
	(参考) 農業用水基準値	6.0~7.5	6mg/L以下	100mg/L以下	5mg/L以上	1mg/L以下

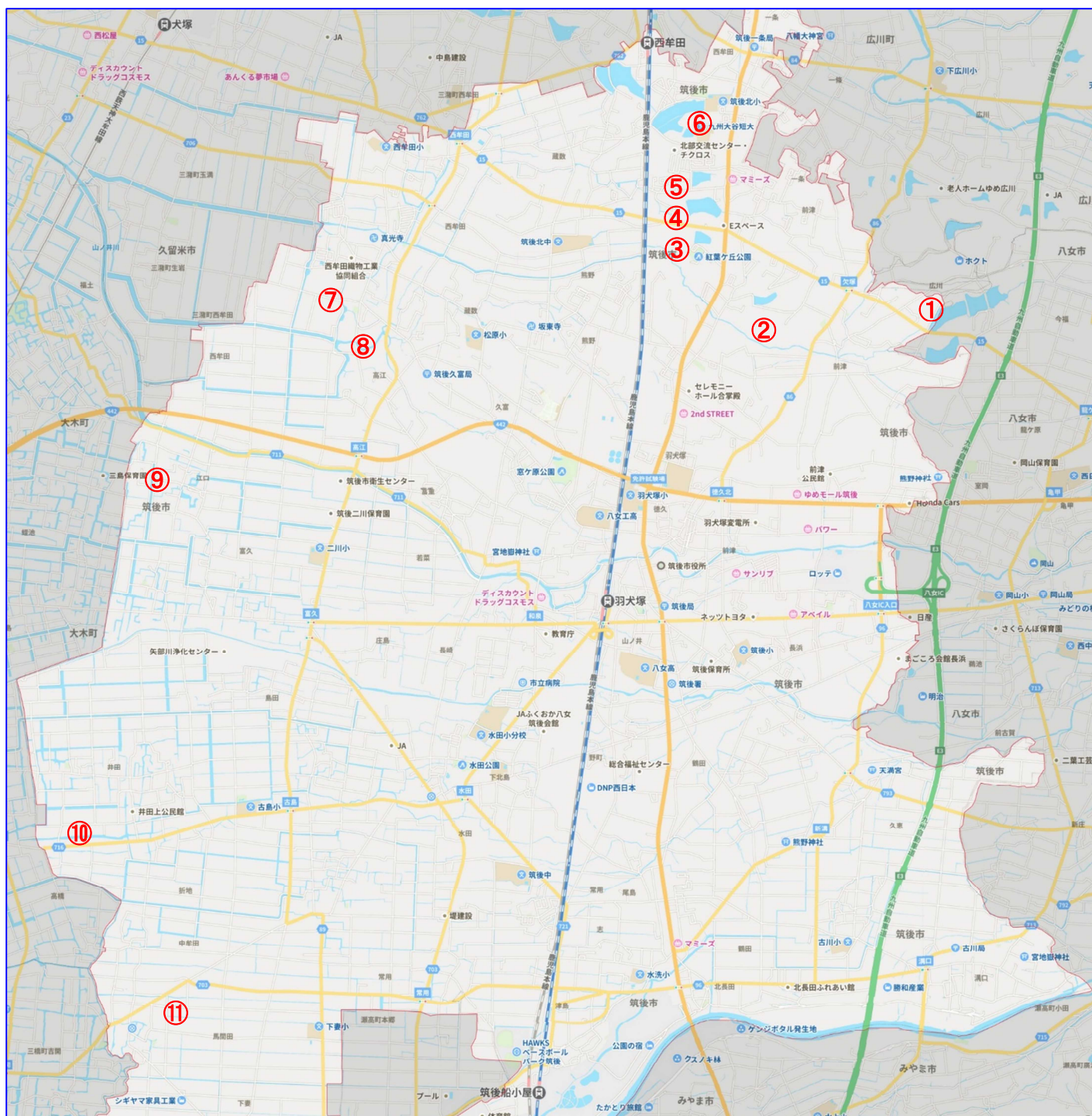
《測定日》

上段：令和4年9月28日

下段：令和5年2月9日

 は基準不適合

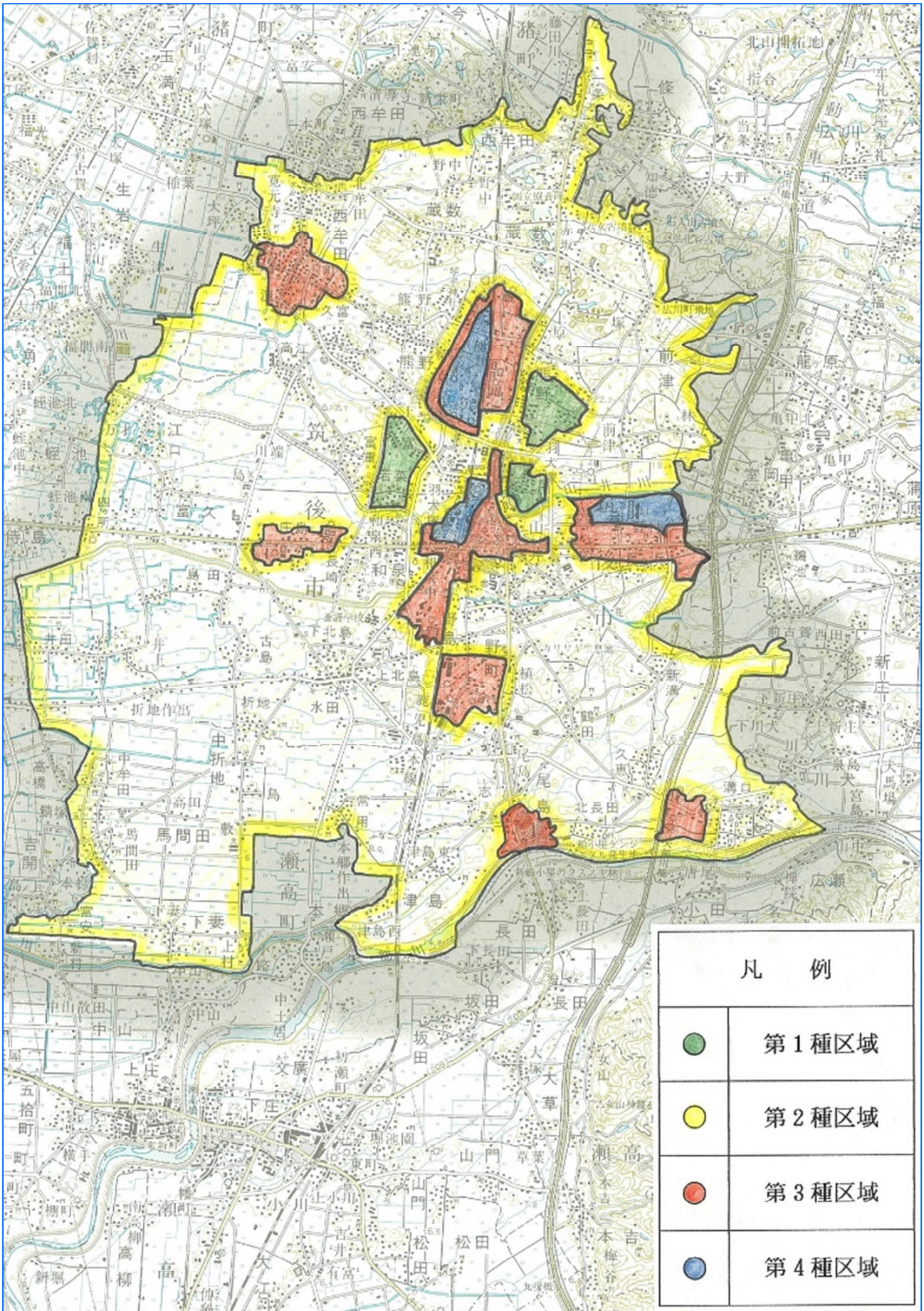
## 市内のため池・クリーク水質測定地点図



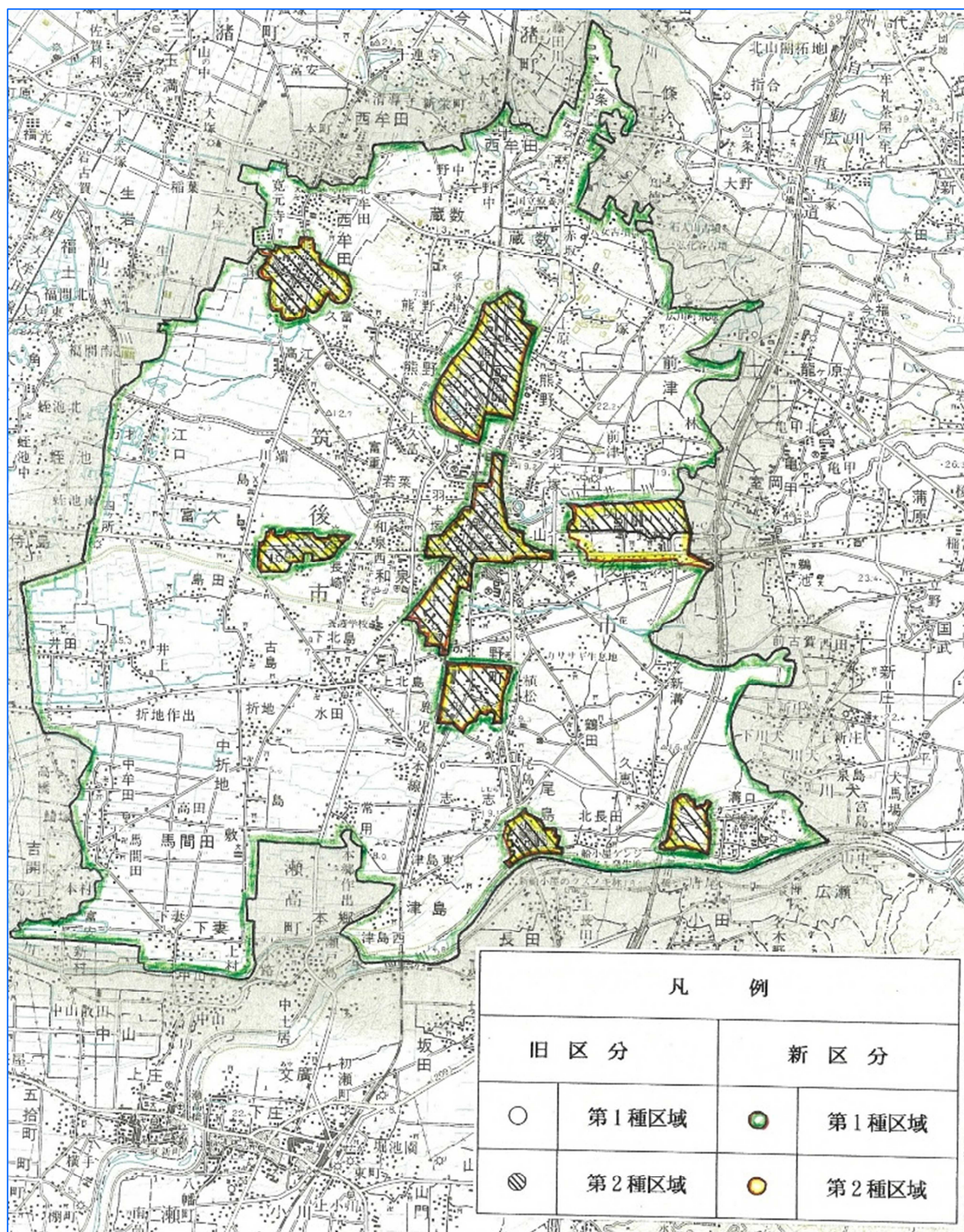
- |        |           |
|--------|-----------|
| ① 重堤   | ⑦ 西牟田クリーク |
| ② 長須溜池 | ⑧ 流クリーク   |
| ③ 河原池  | ⑨ 万オクリーク  |
| ④ 大堤   | ⑩ 井田クリーク  |
| ⑤ 中ノ堤  | ⑪ 上馬間田橋   |
| ⑥ 井原堤  |           |



筑後市騒音規制区域図



# 筑後市振動規制区域図



## 筑後市の主な環境に関する条例、計画等

- ◆ 筑後市第六次総合計画
- ◆ 筑後市環境基本条例
- ◆ 筑後市環境基本計画
- ◆ 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ◆ 筑後市美しい環境をつくる条例
- ◆ 筑後市環境審議会規則